

「井筒屋ウィズカード」会員規約 新旧対照表
(2023年7月1日改定)

改定前	改定後
<p>第1章 <一般条項> 第21条 (会員資格の喪失等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、会員が第17条第1項・第2項のいずれかに該当したとき、本規約の違反により当社との信頼関係を著しく害する行為をなしたときなど、当社が会員として適当でないと認めるときは、何らの通知・催告等がなくとも会員資格を取り消すことができます。この場合、本規約に定める支払期日にかかわらず直ちに当社に対する残債務の全額を返済するものとします。 2. 当社は、当社所定の時期に、本会員からの当社所定の年会費の納入がない場合は、何らの事前及び事後の通知を要することなく会員資格を取り消すことができるものとします。ただし、本会員に年会費以外の残債務がある場合は、当社に対し、残債務の全額を完済した時をもって退会したものとします。 3. 会員が死亡した場合、本会員の親族等から本会員が死亡した旨の申し出があった場合は、会員資格を喪失するものとします。 4. 本条により本会員が会員資格を喪失した場合は、同時に家族会員も会員資格を失います。 5. 前各項に該当した場合は、当社は、加盟店にカードの無効通知を送付することができるものとします。 6. 本条第1項から第4項により会員資格を喪失した場合、会員は直ちにカードを当社に返却もしくは会員が切断したうえで破棄するものとします。 	<p>第1章 <一般条項> 第21条 (会員資格の喪失等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、会員が第17条第1項・第2項のいずれかに該当したとき、本規約の違反により当社との信頼関係を著しく害する行為をなしたときなど、当社が会員として適当でないと認めるときは、何らの通知・催告等がなくとも会員資格を取り消すことができます。この場合、本規約に定める支払期日にかかわらず直ちに当社に対する残債務の全額を返済するものとします。 2. 当社は、当社所定の時期に、本会員からの当社所定の年会費の納入がない、<u>または本会員が申告した住所宛に送付したカードを本会員が受領できなかった</u>場合は、何らの事前及び事後の通知を要することなく会員資格を取り消すことができるものとします。ただし、本会員に年会費以外の残債務がある場合は、当社に対し、残債務の全額を完済した時をもって退会したものとします。 3. 会員が死亡した場合、本会員の親族等から本会員が死亡した旨の申し出があった場合は、会員資格を喪失するものとします。 4. 本条により本会員が会員資格を喪失した場合は、同時に家族会員も会員資格を失います。 5. 前各項に該当した場合は、当社は、加盟店にカードの無効通知を送付することができるものとします。 6. 本条第1項から第4項により会員資格を喪失した場合、会員は直ちにカードを当社に返却もしくは会員が切断したうえで破棄するものとします。